

むかわ町都市計画マスタープラン(概要版)

①都市計画マスタープラン策定の背景と目的

※本編

P2

1992年(平成4年)の都市計画法の改正によって、都市計画法第18条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)が創設されたことを受け、本町の都市計画の現状と背景を踏まえ、本町が21世紀に目指すべき都市像を構築するとともに、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくために将来的な都市づくりの基本方針を示すことを目的とした『むかわ町都市計画マスタープラン』を2002年度(平成14年度)に策定し、目標年次を2021年度(令和3年度)までとしています。

計画策定後、高規格道路である日高自動車道の鷗川IC(インターチェンジ)の供用や「旧鷗川町」と「旧穂別町」の合併による「むかわ町」の誕生、さらに、2018年(平成30年)9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、震度6強を記録して甚大な被害をもたらすなど、本町を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、2020年度(令和2年度)には、本町の最上位計画である「第2次むかわ町まちづくり計画」が策定されたほか、北海道が定める「鷗川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定が行われました。

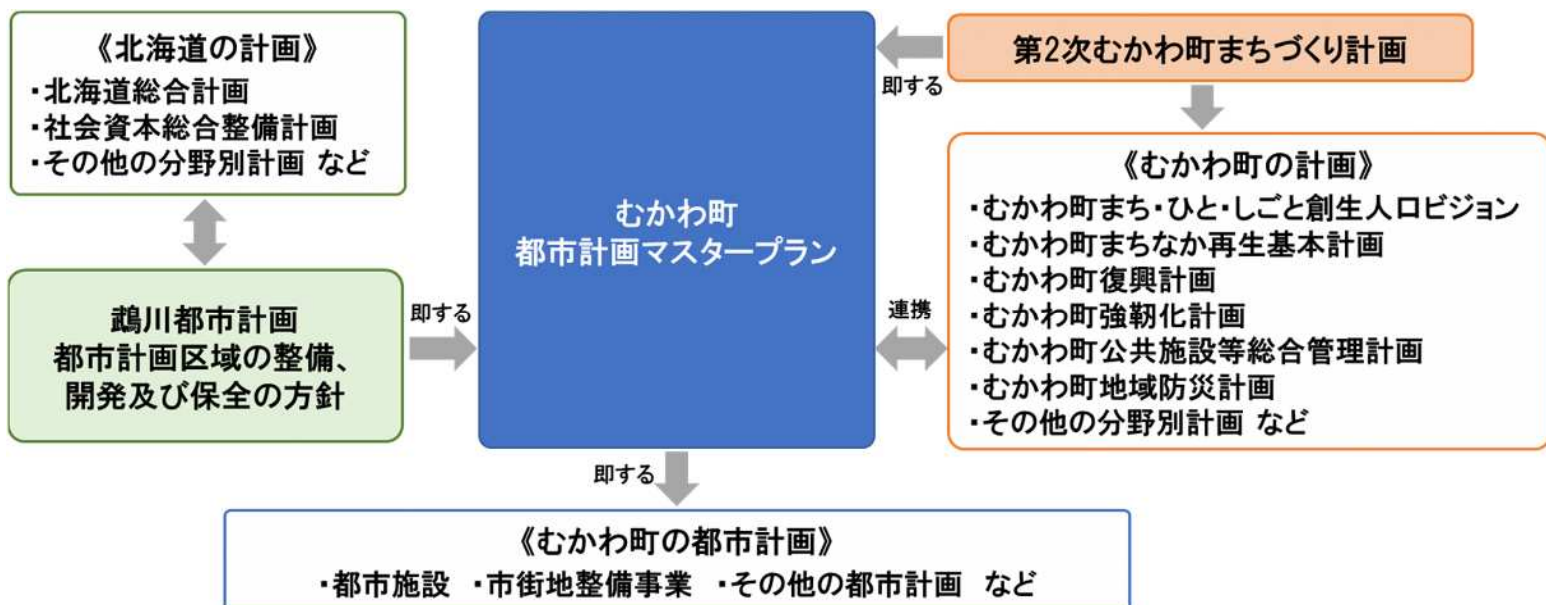
こうした上位計画の改定や社会情勢などの変化を踏まえつつ、国が掲げる集約型都市構造(コンパクト・プラス・ネットワーク)の考え方に基づく都市構造を確立するとともに、本町の現況分析を踏まえた都市づくりの課題に適切に対応するため、新たな『むかわ町都市計画マスタープラン』を策定します。

②上位関連計画との関係

※本編

P3

都市計画マスタープランは、本町の最上位計画である「第2次むかわ町まちづくり計画」や北海道が定める「鷗川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、関連する個別計画などと連携して定めます。



③計画の対象期間

※本編

P4

「第2次むかわ町まちづくり計画」や「鷗川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が2030年(令和12年)までとされていることを考慮し、**10年後の2031年度(令和13年度)までを目標年次**として設定します。

④都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランが果たす役割は以下のとおりです。

● 都市の将来像の明示

都市全体あるいは市街地の将来像を示し、多様な主体が共有する都市づくりの目標を定めます。

● 町が定める都市計画の方針

将来像を実現する手段の一つである町決定の都市計画について、決定・変更の方針となる都市計画の方向性、必然性、根拠を示します。

● 都市計画の総合性・一体性の確保

各地域の土地利用の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

● 住民主体のまちづくりによる合意形成の円滑化

住民を含めた多様な主体が、都市の課題や方向性について合意することで、具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待されます。

⑤計画の構成

本計画は、以下のとおり構成しています。

第1章	計画の概要	本計画の策定背景や計画の位置づけ、目標年次、対象区域等について示しています。
第2章	むかわ町の現状と課題	本町の概要や上位計画の整理、住民意向調査等を踏まえ、都市を取り巻く課題を整理しています。
第3章	全体構想	都市計画区域を対象に、将来のまちの姿『将来都市像』を示すとともに、都市計画によるまちづくりの基本的な考え方を示しています。
第4章	重点整備地区の整備方針	鶴川地区の中心市街地の将来目標や整備方針を示しています。
第5章	計画の実現に向けて	本計画の実現に向けての町民、事業者、行政の役割分担や推進方策についてまとめています。

地域の特性や上位・関連計画等の町を取り巻く動向や現行計画の検証結果、令和元年度に実施した町民アンケートの結果から、都市づくりにおける主要課題を以下のとおり整理しています。

土地利用	● まちの主要産業である農林水産業との調和を図り、豊かな自然環境や景観を保全し、次世代に継承していく都市づくりが必要。	▶	● 豊かな自然環境を保全する土地利用
	● 今後の人口減少、低密度化を見据えた適正な規模の市街地を形成させるため、コンパクトに都市機能が集積し、定住意欲を高める生活利便性の高い集約型都市構造への誘導が必要。	▶	● コンパクトで利便性の高い市街地形成に向けた、都市計画区域及び用途地域の適正な見直し
	● 空き地、空き家、空き店舗など既存ストックの有効活用や既存商店街との連携により新たな人流を創出し、まちなかの再生および賑わい創出を加速化させることが必要。	▶	● まちなかの賑わい創出と既存ストックの活用
道路・交通	● 長期末着手である都市計画道路について、現況の土地利用および交通状況や今後の市街地形成方針に合わせた適正な計画の見直しが必要。	▶	● コンパクトな都市づくりに対応した都市計画道路網の見直し
	● 大規模災害時などにおける緊急輸送や避難経路の役割を担う安全性・信頼性の高い道路ネットワークの形成が必要。	▶	● 安全・安心な道路交通環境の確保
	● 今後、高齢化社会が進展する中、公共交通の役割は益々重要となり、安定的な利用者を確保しながら、持続可能な公共交通ネットワークの構築が必要。	▶	● 地域の実情に応じた利便性が高く、持続可能な公共交通ネットワークの確保
公園・緑地	● 将来的な市街地形成方針を見据えた公園・緑地のネットワーク化が必要。	▶	● 快適な公園・緑地空間の整備による緑のネットワーク化
	● 地域特性や地域ニーズを捉え、質的向上に向けた整備充実が必要。	▶	● 地域ニーズに応じた公園施設の適切な維持管理
下水道	● 老朽化の進む施設の計画的な更新・改修が必要。	▶	● 下水道施設の適切な維持管理（計画的かつ持続的な更新・改修）
	● 災害時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化や合併浄化槽の整備促進、非常時の復旧体制の整備が必要。	▶	● 災害に強い下水道施設・機能の確保
その他都市施設	● 町民ニーズや利用実態に応じた既存施設の機能維持・強化が必要。	▶	● 既存施設の適切な維持管理と整備拡充
	● 人口減少や高齢化の進展、町民ニーズの変化、財政状況などを踏まえ、施設総量の最適化や適切な維持管理が必要。	▶	● 持続可能な都市経営に向けた公共施設などの再編・維持管理
	● 町民が利用しやすい施設間の連携や機能強化が必要。	▶	● 利便性の高い施設整備と機能連携・強化
都市景観	● 町の有する農地・森林・河川などを活かした都市景観の形成が必要。	▶	● 都市と自然が調和した景観の維持・創出
	● まちなかの再生、賑わいの創出に向けた街並み景観の創出が必要。	▶	● 魅力的なまちなかの再生に向けた景観形成
都市防災	● 津波浸水域など災害ハザードを有するなか、災害時にも機能する避難地・避難経路や防災拠点などの整備が必要。	▶	● 災害に強い都市基盤の強化
	● 災害の激甚化・頻発化傾向が進むなか、被害を最小限に抑えるための地域が一体となった対策が必要。	▶	● 防災・減災に向けた地域防災力の強化

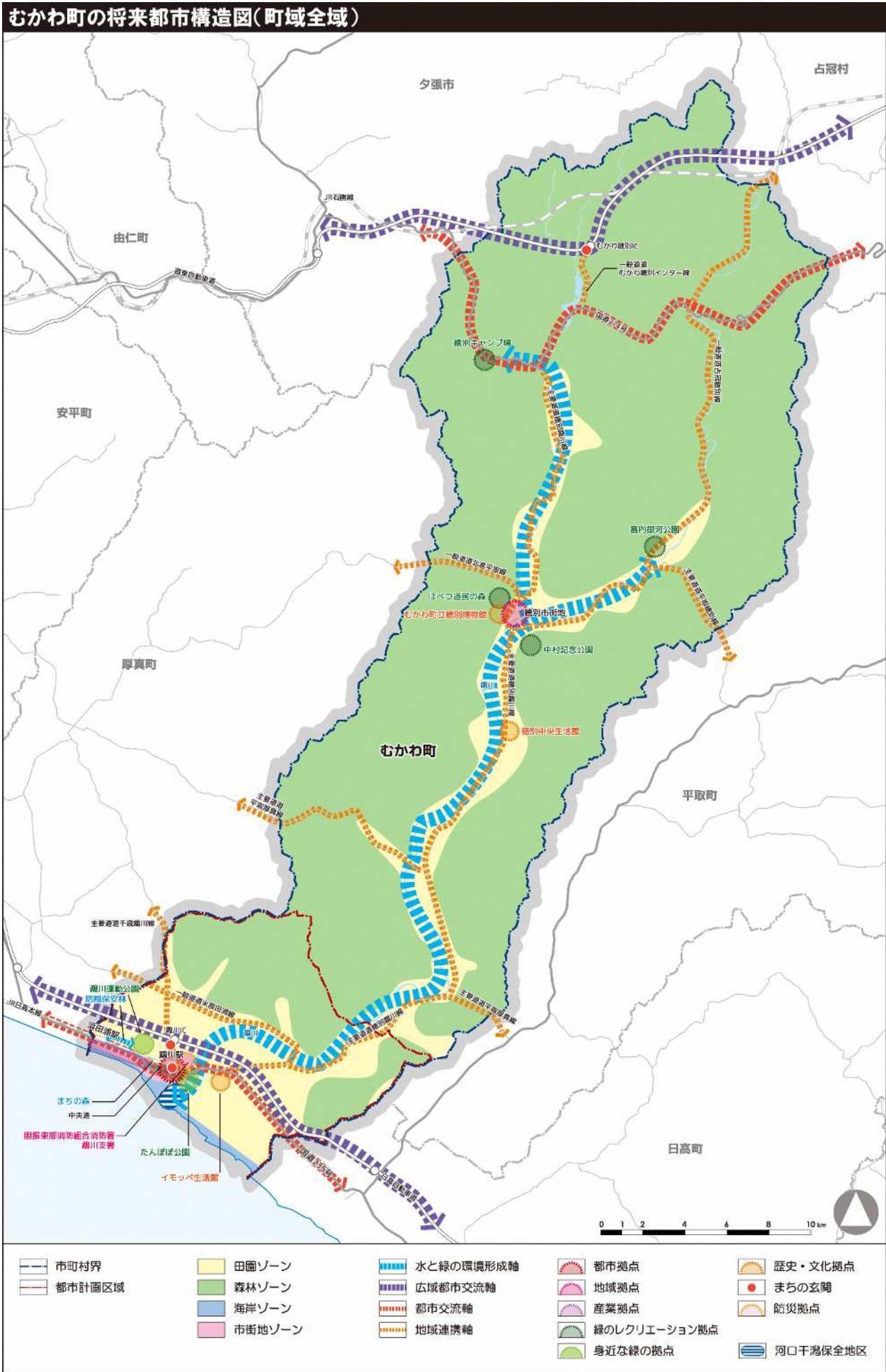
本計画の理念は、「第2次むかわ町まちづくり計画」のまちづくりの理念を踏襲し定めるものとします。

また、都市づくりの理念に基づく将来都市像についても、「第2次むかわ町まちづくり計画」に掲げられたまちの将来像と共有することとし、次のとおり設定します。

さらに、将来都市像の実現に向けて、「第2次むかわ町まちづくり計画」で示されたまちづくりの方向性（基本方針）や、本計画における都市づくりの理念及び将来都市像に基づき、以下の5つを都市づくりの基本目標として設定します。



むかわ町の将来都市構造は、土地利用の集約的な空間形成に応じた4つのゾーン、都市の骨格を形成する河川や道路を対象とした4つの軸、地域特徴に応じた7つの拠点、保全推進を図る1つの地区で形成されています。



むかわ町の将来都市構造図(都市計画区域)



- | | | | | |
|--|---|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 市町村界 都市計画区域 | <ul style="list-style-type: none"> 田園ゾーン 森林ゾーン 海岸ゾーン 市街地ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> 水と緑の環境形成軸 広域都市交流軸 都市交流軸 地域連携軸 | <ul style="list-style-type: none"> 都市拠点 地域拠点 産業拠点 緑のレクリエーション拠点 身近な緑の拠点 | <ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化拠点 まちの玄関 防災拠点 河口干潟保全地区 |
|--|---|--|---|--|

⑨分野別の基本方針

(1)土地利用の基本方針

安全で快適な都市生活を持続可能とする都市づくりを進めます。

目標1 自然環境と調和した土地利用を図ります。

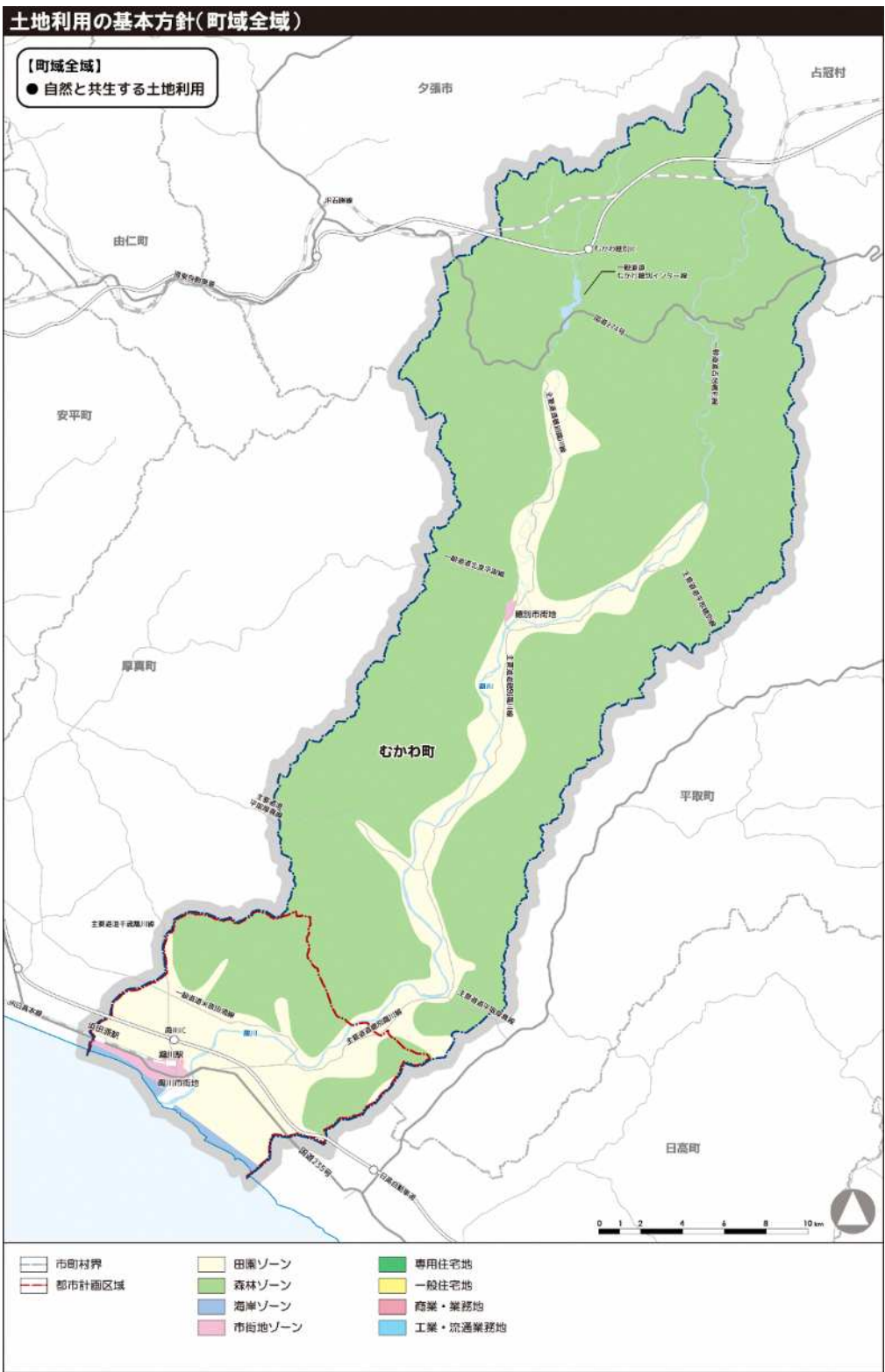
- 自然と共生する土地利用
- 市街地規模の適正化

目標2 豊かな暮らしを支える秩序と機能性のある土地利用の展開に努めます。

- 効率的な土地利用（住宅地、商業業務地、工業・流通業務地）
- 適正な土地利用規制の運用

目標3 既存ストックを活用した賑わいが生まれる土地利用を図ります。

- まちなか居住に向けた誘導
- まちなかの特徴・強みを活かした賑わい創出



土地利用の基本方針(都市計画区域)



市町村界	田園ゾーン	専用住宅地
都市計画区域	森林ゾーン	一般住宅地
	海岸ゾーン	商業・業務地
	市街地ゾーン(境界)	工業・流通業務地

用途地域指定見直しの検討方針



誰もが移動しやすく快適に暮らせ、賑わいのある都市づくりを進めます。

目標1 コンパクトな都市づくりに対応した利便性の高い交通基盤の整備に努めます。

- 都市づくりに対応した利便性の高いみちづくり
- 交通機能の強化

目標2 安全・安心かつやさしい交通環境の創出を進めます。

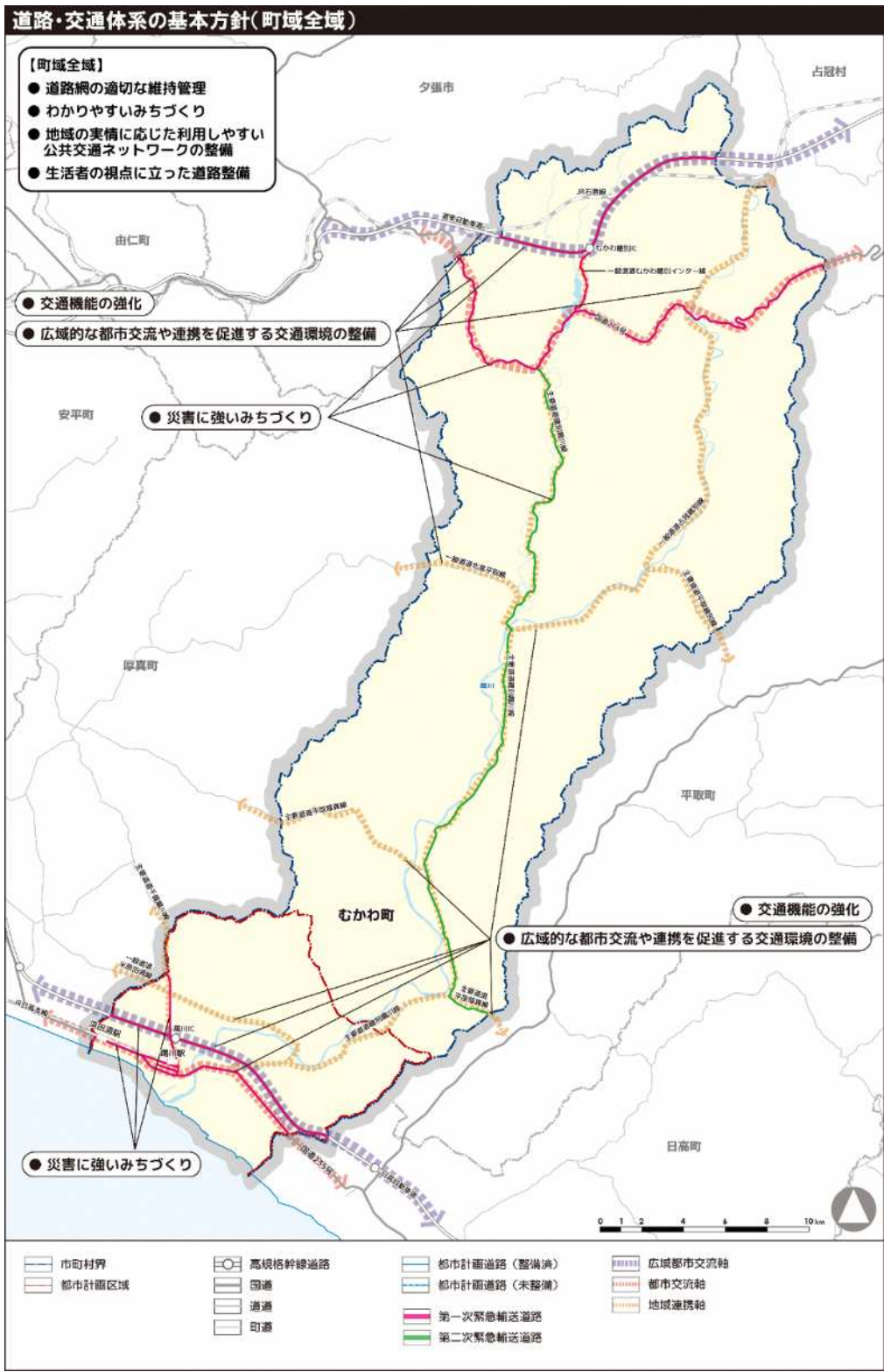
- 災害に強いみちづくり
- 道路網の適切な維持管理
- 人にやさしいみちづくり
- わかりやすいみちづくり
- 効率的な公共交通体系の整備

目標3 持続可能で利便性の高い地域公共交通の整備に努めます。

- 地域の実情に応じた利用しやすい公共交通ネットワークの整備

目標4 集約型都市構造を支え、安全で便利な交通体系の整備に努めます。

- 広域的な都市交流や連携を促進する交通環境の整備（主要幹線道路）
- 集約型都市構造を支える道路整備（幹線道路）
- 生活者の視点に立った道路整備（生活道路）



より身近で自然に親しみ、安らぎを感じられる都市形成を進めます。

目標1 憩いや潤いのある自然と調和した都市形成を目指します。

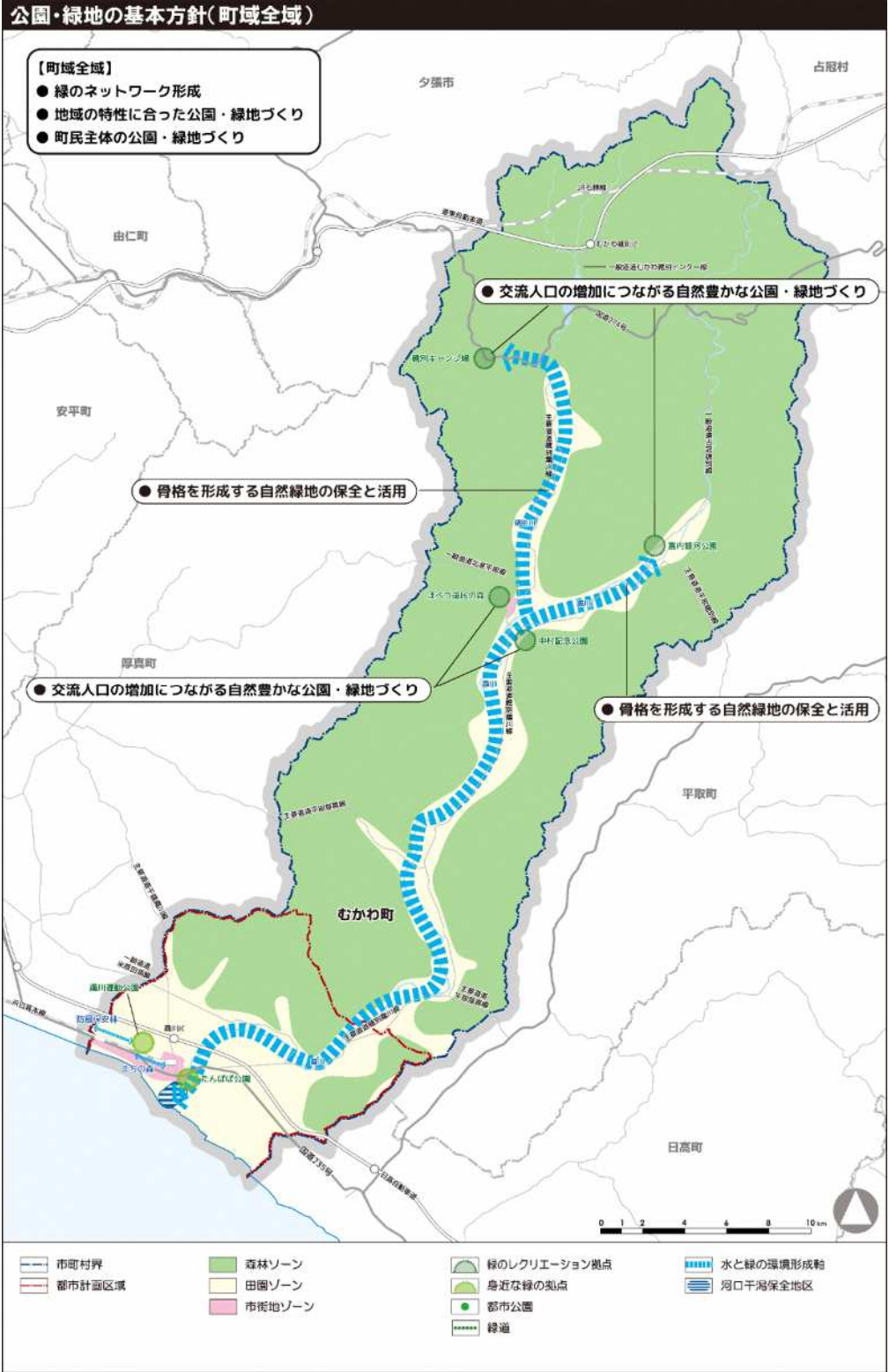
- 緑のネットワーク形成
- 骨格を形成する自然緑地の保全と活用
- 都市の賑わいと魅力を演出する緑の創出
- 交流人口の増加につながる自然豊かな公園・緑地づくり

目標2 身近に自然と親しめる緑あふれる空間形成に努めます。

- 誰もが集える公園・緑地づくり
- 地域の特性に合った公園・緑地づくり

目標3 地域が育て、守る公園緑地の整備を進めます。

- 町民主体の公園・緑地づくり



公園・緑地の基本方針(都市計画区域)



快適で安心な生活環境や循環型社会の形成に向けた下水道の整備を進めます。

目標1 適切な維持管理・整備により下水道施設の機能維持・向上を図ります。

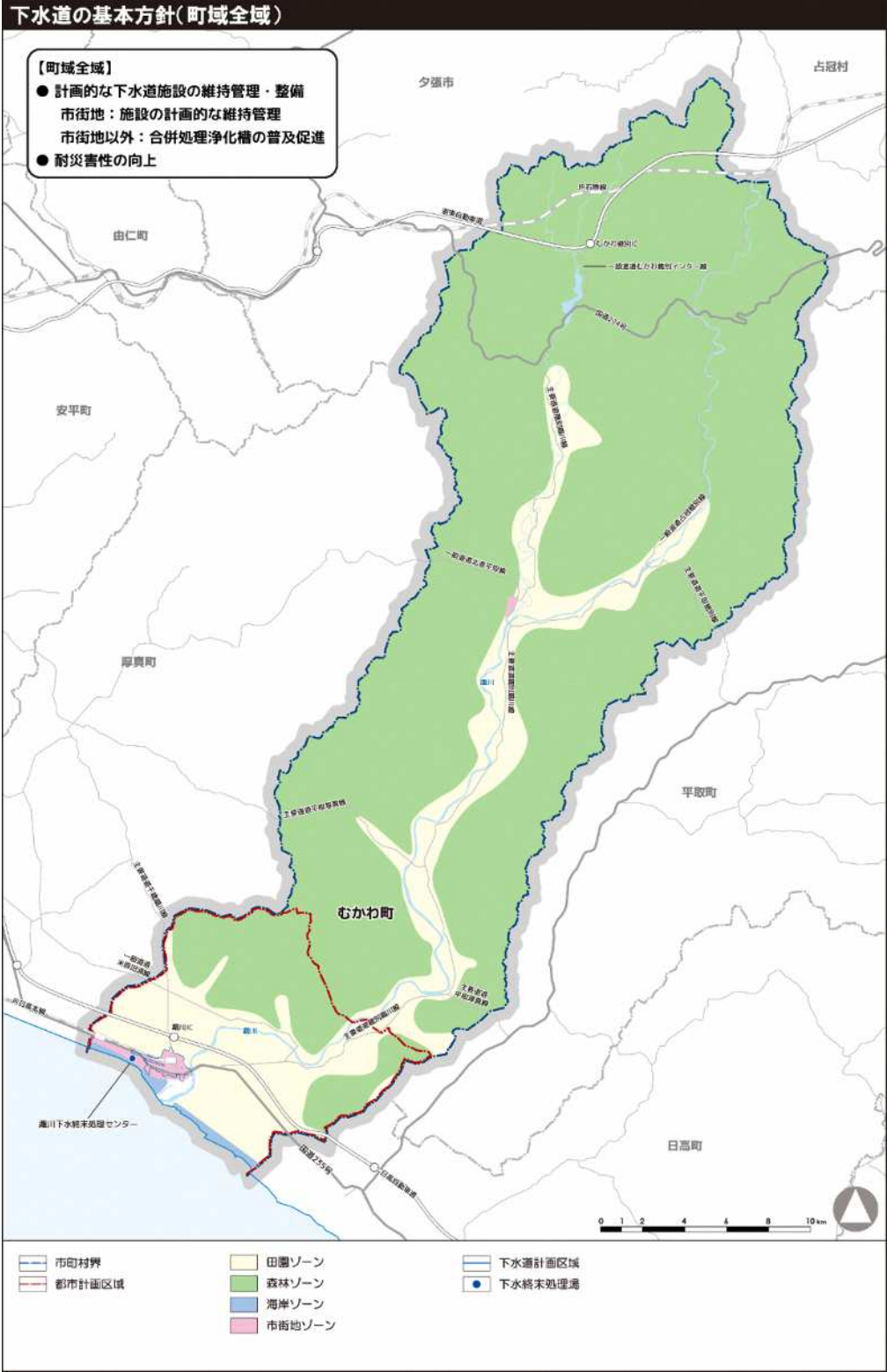
- 計画的な下水道施設の維持管理・整備

目標2 浸水安全度の向上を目指し、雨水対策の充実を図ります。

- 雨水排水対策の推進

目標3 災害に強い下水道施設の確保を図ります。

- 耐災害性の向上



下水道の基本方針(都市計画区域)



将来にわたって快適な生活環境の確保を進めます。

目標1 既存施設の適切な維持管理と整備拡充を図ります。

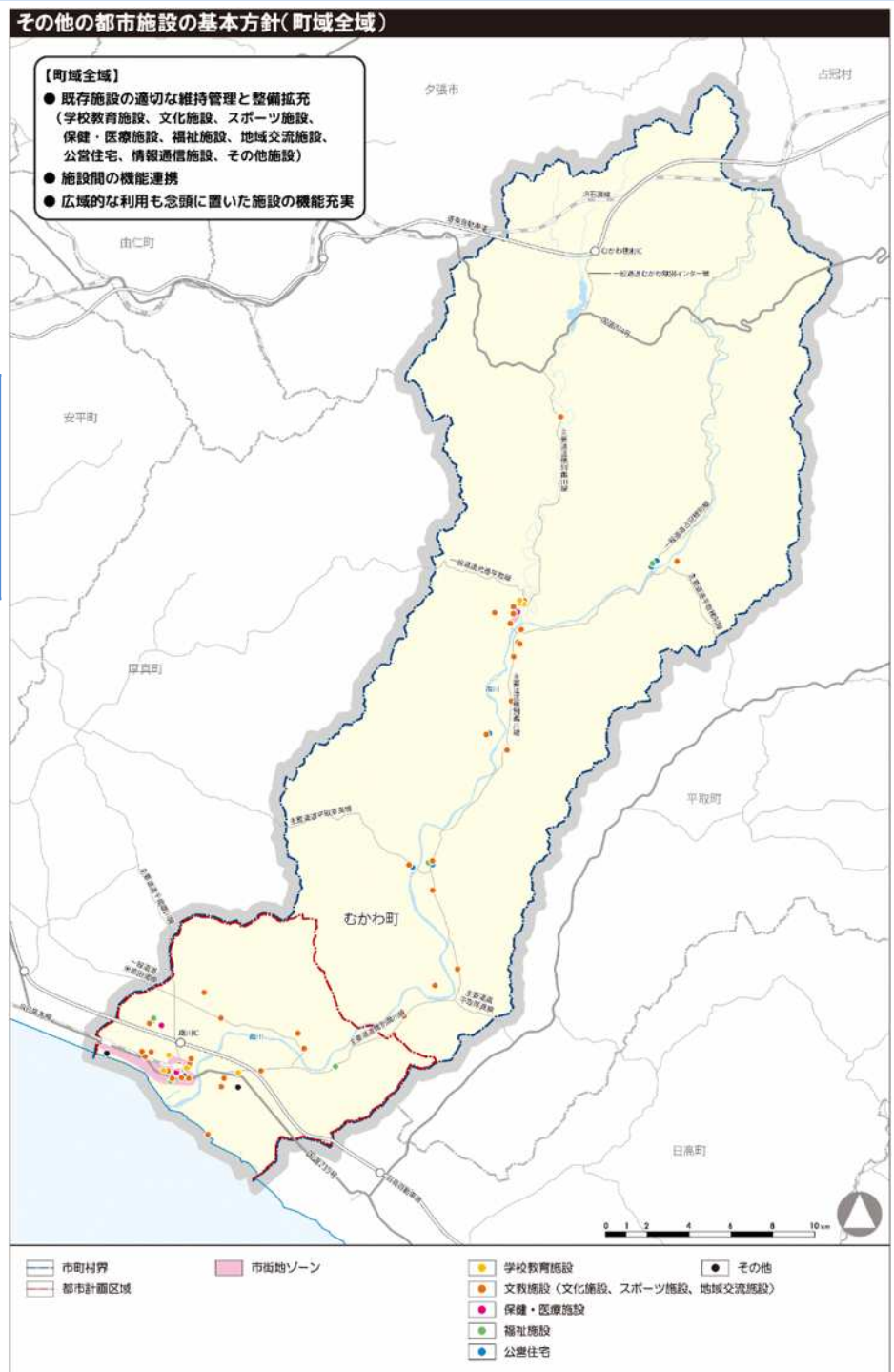
- 学校教育施設
 - 文化施設
 - スポーツ施設
- 保健・医療施設
 - 福祉施設
 - 地域交流施設
- 公営住宅
 - 情報通信基盤施設
 - その他施設

目標2 環境負荷の低減に配慮した持続可能な都市施設づくりを目指します。

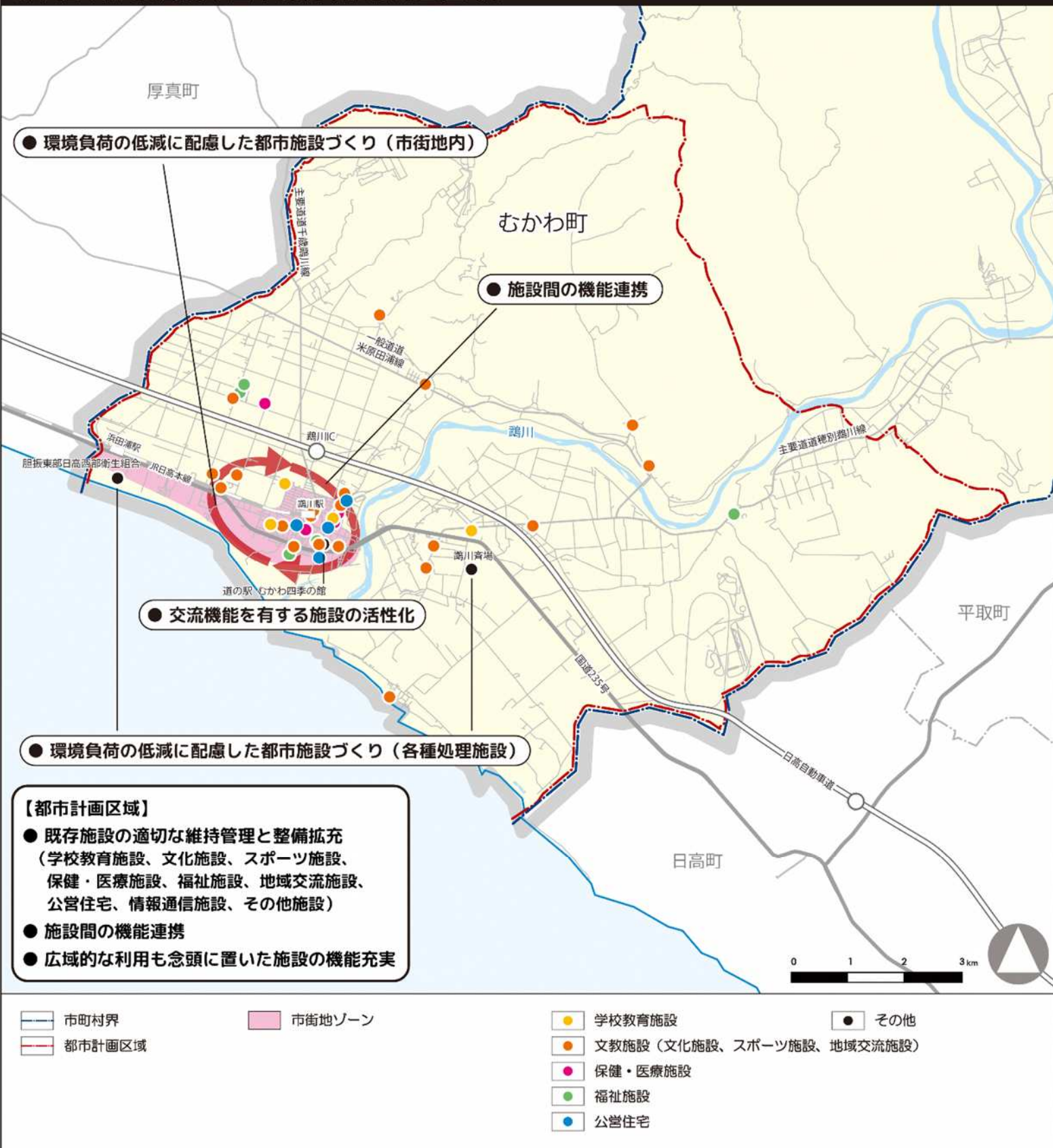
- 市街地内公共施設
- 各種処理施設
- 持続可能な公共施設の再編・維持管理
- 公共施設などにおける省エネ及び再エネの導入

目標3 施設間連携に配慮した利便性の高い施設整備を行います。

- 施設間の機能連携
- 広域的な利用に対応する施設の機能充実



その他の都市施設の基本方針(都市計画区域)



地域の個性を生かした景観づくりを進めます。

目標1 豊かな自然環境の保全を図ります。

- 市街地を取り巻く自然景観の保全
- 郊外部や田園地帯における自然景観の保全

目標2 都市の緑化を推進します。

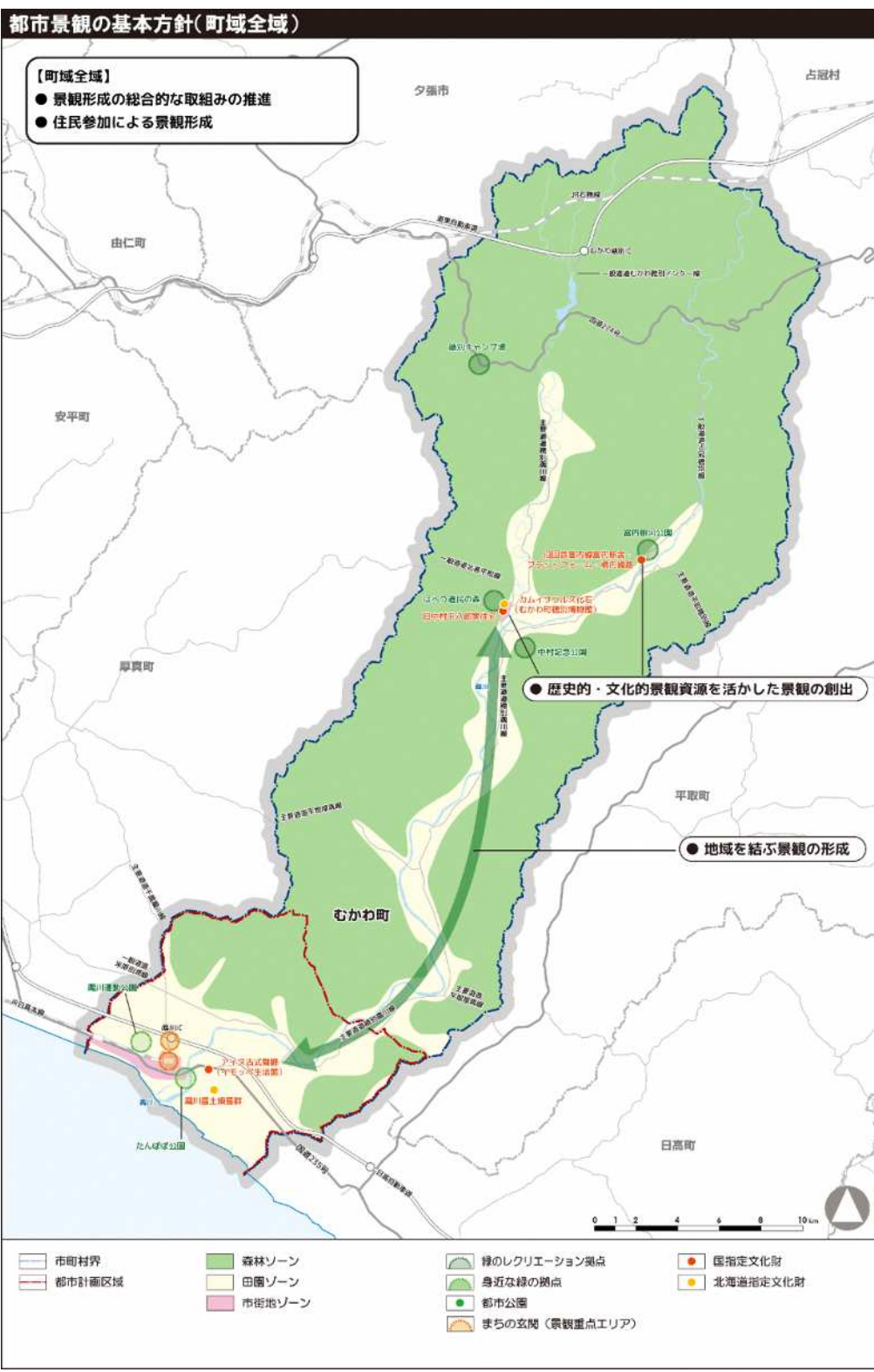
- 都市緑化の推進
- 身近な水辺空間の形成

目標3 地域の個性を生かした魅力ある都市景観の創出を図ります。

- むかわの顔となる魅力的な景観の形成
- 地域の個性を演出する景観の形成
- 歴史的・文化的景観資源を活かした景観の創出
- 地域を結ぶ景観の形成

目標4 景観まちづくり施策を推進します。

- 景観形成の総合的な取組の推進
- 住民参加による景観形成



都市景観の基本方針(都市計画区域)



安心・安全が実感できる、災害に強い都市づくりを進めます。

目標1 各種災害ハザードへの対策を進めます。

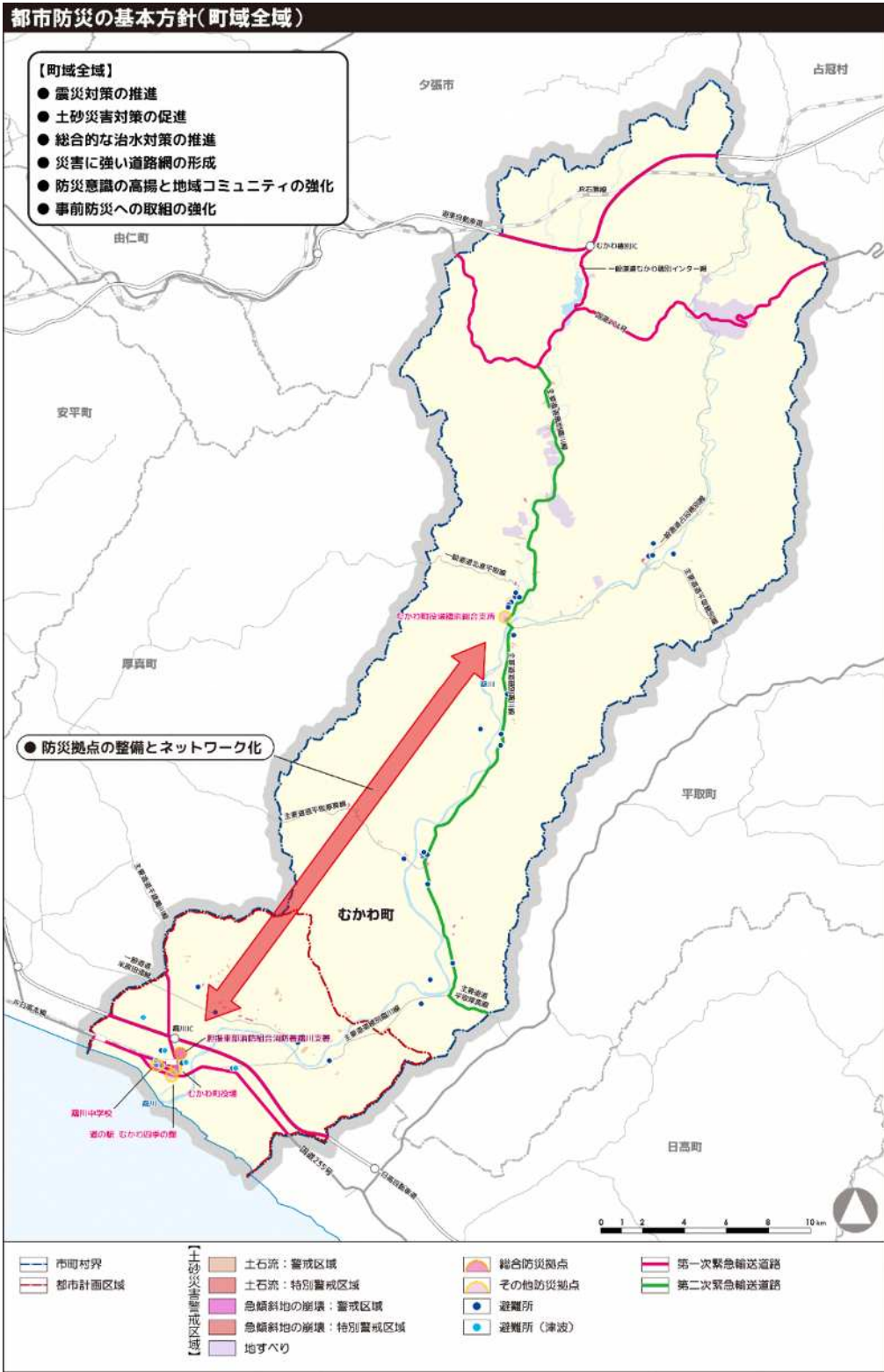
- 震災対策の推進
- 土砂災害対策の促進
- 総合的な治水対策の推進

目標2 災害に強い都市形成を目指します。

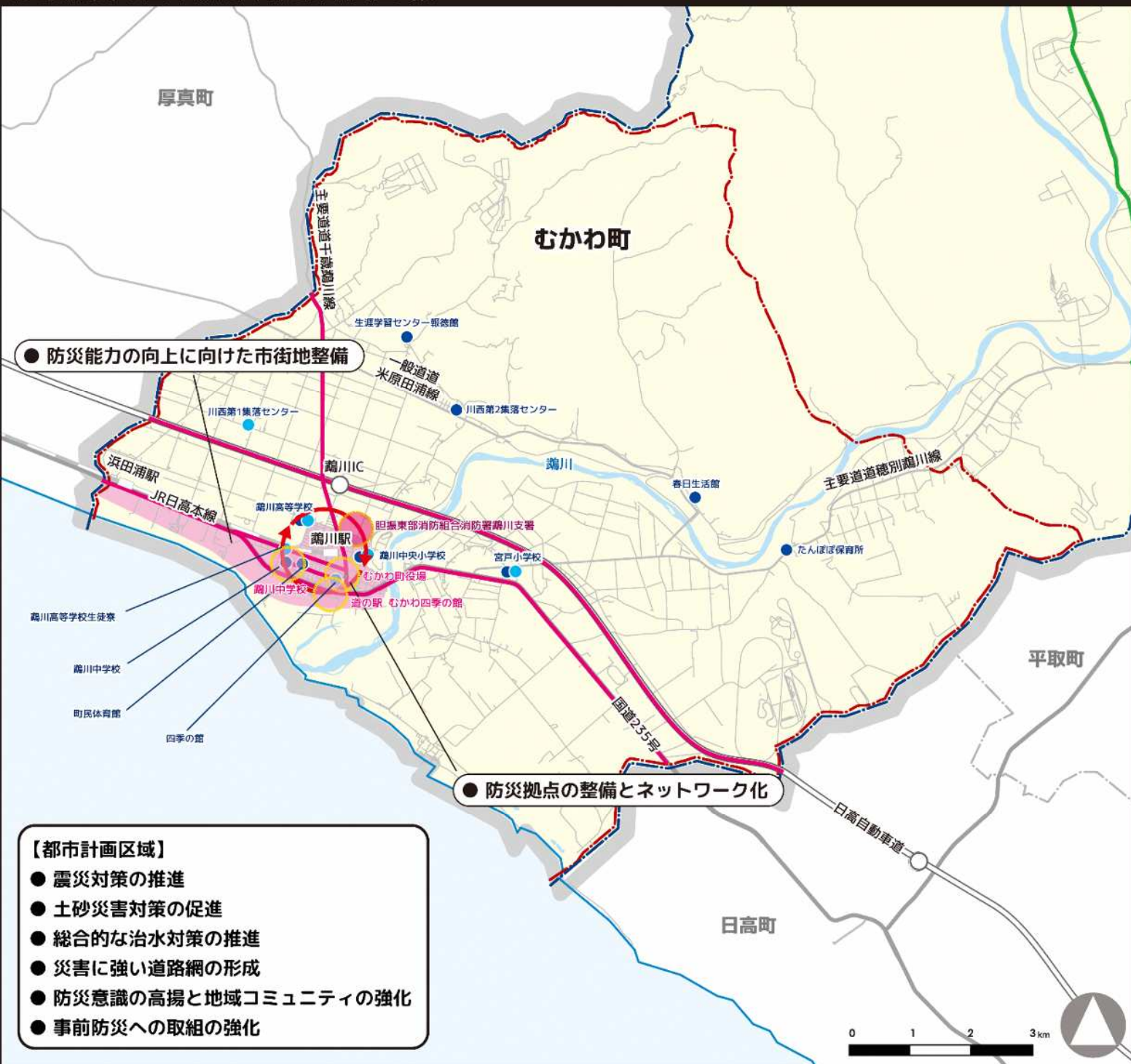
- 防災拠点の整備とネットワーク化
- 災害に強い道路網の形成
- 防災能力の向上に向けた市街地整備

目標3 防災・減災に向けた地域防災力の向上を目指します

- 防災意識の高揚と地域コミュニティの強化
- 事前防災・事前復興への取組の強化



都市防災の基本方針(都市計画区域)



市町村界
都市計画区域

【土砂災害警戒区域】

土石流：警戒区域
土石流：特別警戒区域
急傾斜地の崩壊：警戒区域
急傾斜地の崩壊：特別警戒区域
地すべり

総合防災拠点
その他防災拠点
避難所
避難所（津波）

第一次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路

⑩重点整備地区

(1) 重点整備地区の設定

※計画（素案） P105

重点整備地区は、「第2次むかわ町まちづくり計画」における重点プロジェクト「まちなか再生プロジェクト」の実施地区で、「むかわ町まちなか再生基本計画」で位置づけられている拠点や各種施策を踏まえ、右の鵜川地区市街地（都市拠点）を設定します。

(2) 重点整備地区
の主要課題

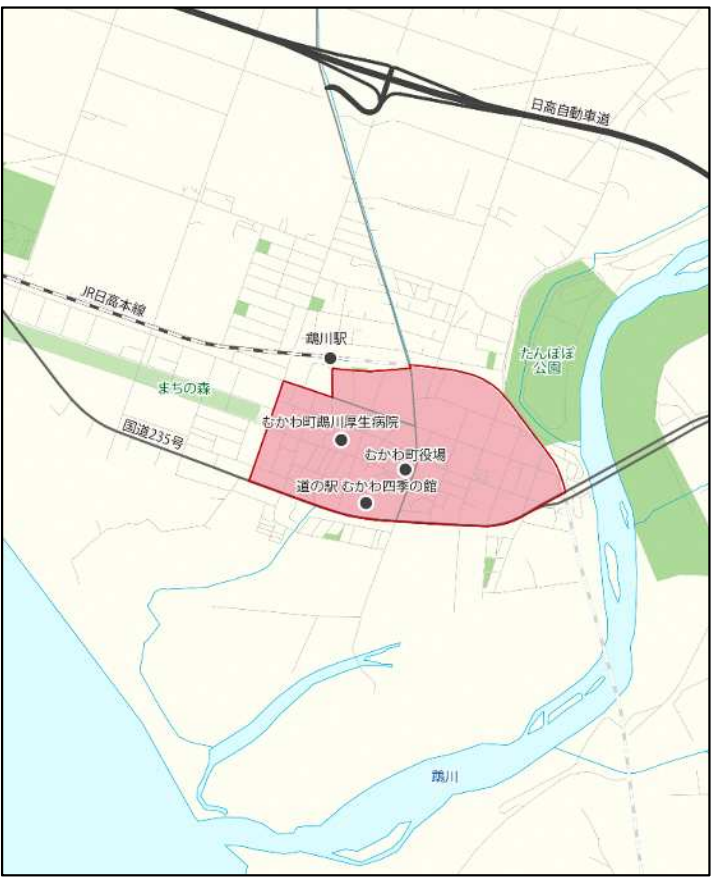
※本編 P106

- 変貌するまちへの対応
- 代替性のない中心市街地の防災
- 中心市街地の魅力や賑わいの減少
- まちなかにおける暮らしの不安

(3) 重点整備地区
の将来像と
基本目標

※本編 P107

重点整備地区における都市づくりの将来像と基本目標は、「むかわ町まちなか再生基本構想」、「むかわ町まちなか再生基本計画」との連携・共有が重要であることから、以下のとおり定めます。



重点整備地区（まちなか）の将来像

地域自らが創生し、人々が集いにぎわうまちなか

重点整備地区の基本目標（まちなかづくりのテーマ）

テーマ ①	多くの人々で賑わいが拡がり・つながるまちなかづくり
● 本町の中核として培われてきた既存の拠点機能は、まちなかにふさわしい機能の強化を図るほか、必要な機能の拡充を図り、まちなかの活性化を目指します。	
● まちなかで生まれ始めた賑わいの芽（拠点）を拡げ・つなぎ、まちなかの賑わいづくりを進めるほか、まちなかと町内の結びつきを強め、町全体の活性化につなげます。	
テーマ ②	将来を担う若者が集い、世代間をつなぐまちなかづくり
● 町の将来を担う若者がまちなかに魅力を感じることができるよう、世代間をつなぐ交流機会を創出することで、まちなかの活性化を目指します。	
● 特に、まちなかに多くみられる空き家や空き店舗を活用し、まちなかの環境改善や土地や建物の有効利用などを促すことにより、まちなかの機能強化と賑わい再生に取り組みます。	
テーマ ③	むかわらしさを次世代につなぐまちなかづくり
● 地域の魅力を映し出すものとして次世代につなぐまちなかは、個性と賑わいのある景観形成を進め、魅力ある街並みづくりを目指します。	
● むかわらしいまちなか・街並みを次世代へつなぐため、災害に強いまちなかづくりを進めます。	

テーマ① 多くの人々で賑わいが拡がり・つながるまちなかづくり	
整備・誘導方針	
土地利用	● 多様な交流を生み出す拠点の整備 ● ウォーカブルで回遊性のあるまちなかの創出
道路・交通体系	● 誰もが利用しやすく、まちなかと町域全域を結ぶ公共交通の確保 ● まちなかの回遊性を高める仕掛けづくり ● 誰もが安心・快適に歩ける道路空間づくり
その他	● 新たな機能強化による来訪者の促進 ● “なりわい”により創出される地域力の強化

重点整備地区 テーマ①：多くの人々で賑わいが拡がり・つながるまちなかづくり



【重点整備地区全域】

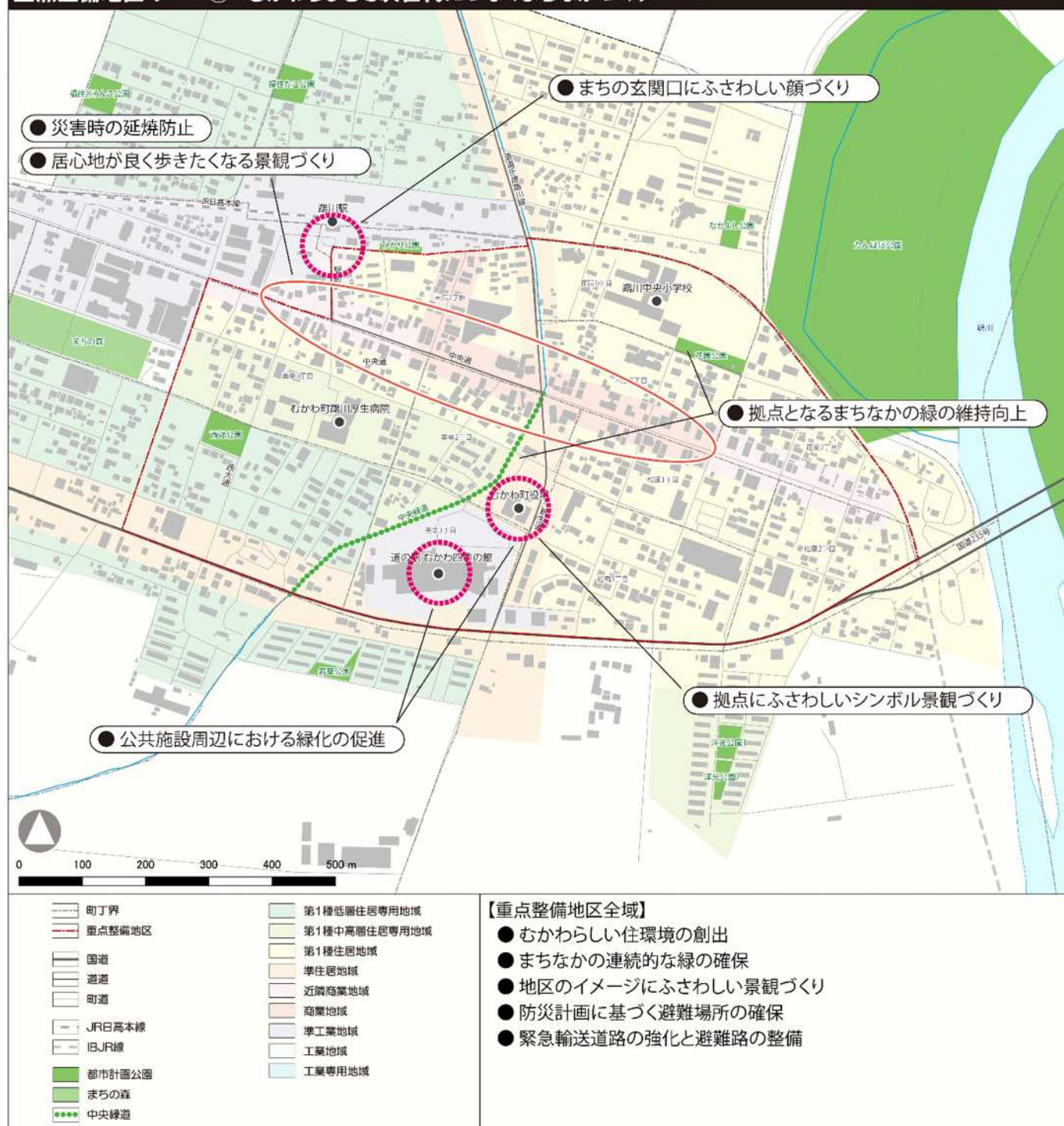
- 誰もが利用しやすく、まちなかと町内全域を結ぶ公共交通の確保
- 誰もが安心・快適に歩ける道路空間づくり
- “なりわい”により創出される地域力の強化

テーマ③ むかわらしさを次世代につなぐまちなかづくり

整備・誘導方針

土地利用	● むかわらしい住環境の創出
公園・緑地	● 拠点となるまちなかの緑の維持向上 ● 公共施設周辺における緑化の促進 ● まちなかの連続的な緑の確保
都市景観	● 居心地が良く歩きたくなる景観づくり ● まちの玄関口にふさわしい顔づくり ● 拠点にふさわしいシンボル景観づくり ● 地区のイメージにふさわしい景観づくり

重点整備地区 テーマ③： むかわらしさを次世代につなぐまちなかづくり



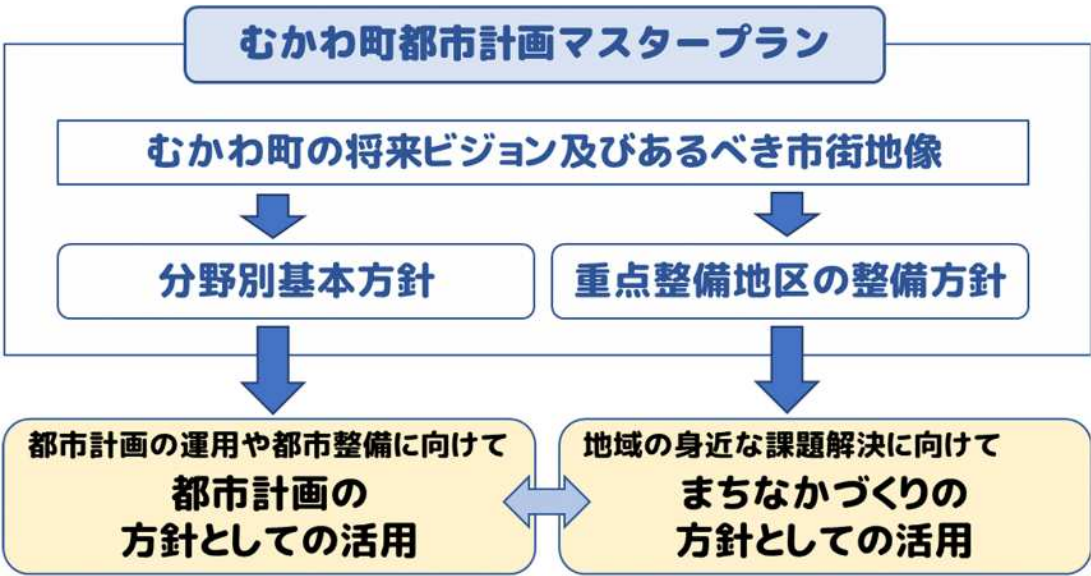
⑪計画の実現に向けて

(1) 都市計画等の方針としての活用

※本編 P116～

今後は、本計画を都市計画の運用や都市整備に向け、積極的に活用していきます。特に、まちなか再生基本計画に基づく事業展開による成果や町民意向などを勘案しながら、魅力あるまちづくりを推進します。

また、「重点整備地区の整備方針」は、本町の全体構想の整備方向と整合したまちなかづくりの方針として定めています。今後は、「重点整備地区の整備方針」を地域の身近な課題解決のための方針として、協働のまちづくりを進めながら活用していきます。



(2) 進捗管理と見直し

※本編 P117～

計画見直しの必要性が生じた場合、学識経験者、まちづくり組織、町民などから必要に応じ意見を求め、計画の進捗管理（PDCAサイクル：計画（Plan）⇒実行（Do）⇒点検（Check）⇒改善（Action））を実施します。

また、都市づくりにおいては、IT 技術の進展やコロナ禍などを踏まえた新たな対応が必要となるため、こうした状況においては、観察（Observe）⇒情勢判断（Orient）⇒意思決定（Decide）⇒行動（Act）というOODA ループによる評価も取り入れながら、計画の改善を図っていきます。

